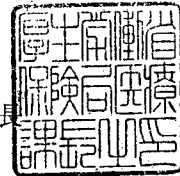




保医発第1031003号
平成20年10月31日

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保健主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理課長



「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添1
の「第79 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9
部手術の通則4を含む。）に掲げる手術」の届出に係る取扱について

標記については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成20年3月5日保医発第0305003号）」の第4経過措置等の表2において、平成20年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成20年4月以降において当該点数を算定するにあたり様式72の届出が必要であったところであるが、今般下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 取扱方法

平成20年3月31日現在において、従前の「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306003号）の別添2の様式59により届出が受理されていた手術（以下「既届出手術」という。）については、平成20年4月1日において、現行の「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305003号）の別添1の「第79 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術」により必要とされる別添2の様式72による届出（以下「現行の届出」という。）が受理されていたものとみなすものであること。

なお、既届出手術以外の手術については、新たに届出が必要なものであり、当該取扱いは行わないものであること。

2 地方厚生（支）局における処理方法

「1」に係る届出の処理は、各地方厚生（支）局において行うものとし、「1」に該当する保険医療機関が新たに届出を行う必要はないものであること。ただし、同種死体腎移植術等（移植用腎採取術（生体）、腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）、同種死体腎移植術及び生体腎移植術をいう。）を実施している保険医療機関について、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）等を遵守している旨の文書（様式任意）の提出がない場合にあっては、平成20年11月中の提出を求めること。

また、各地方厚生（支）局においては、支払基金及び国保連合会に対し既届出手術の情報等について速やかに提供を行い、「1」に該当する保険医療機関に対し「3」の請求方法等について速やかに情報提供を行うこと。

3 保険医療機関における請求方法

「1」に該当する保険医療機関であって、既届出手術に係る費用が請求されていないものについては、平成20年4月1日に遡って改めて請求を行うことができるものであること。

また、当該保険医療機関については、改めて請求を行う場合は支払基金及び国保連合会に対して、既請求の取り下げ依頼を行うこと。なお、改めて請求を行うまでの処理については、保険者の協力も必要とするものであり、既請求の取り下げ依頼を行った後最終的に保険者から支払いが行われるまで相当の期間を要することから、できる限り速やかに請求の取り下げ依頼を行うこと。